

令和7年4月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和7年4月22日（火） 午後2時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長 （廣田隆延）
教育委員会委員（笠井智佳、松嶋康博、服部直美、加藤貴也）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（永井洋一）、教育委員会事務局参事（磯部仁）、参事兼教育総務課長（横木一郎）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、参事兼学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化振興課長（柳井谷光教）、書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について （教育総務課）
- （2）専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について （教育総務課）
- （3）専決（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正）の承認について （教育総務課）
- （4）専決（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）の承認について （教育総務課）
- （5）専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正）の承認について （教育指導課）
- （6）専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について （教育支援課）
- （7）専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について （教育支援課）
- （8）通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について （教育指導課）
- （9）学校運営協議会委員の任命について （教育支援課）

6 報告事項

- （1）鈴鹿市教育振興基本計画 令和7年度実行計画について （教育総務課）
- （2）公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について （教育政策課）

(3) 令和6年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について

(学校教育課)

(4) 社会教育基本計画2031について

(文化振興課)

7 その他

(1) 令和7年5月教育委員会定例会の開催について

(教育総務課)

8 傍聴人1名

(参事兼教育総務課長) 教育長、議事に入ります前に、4月1日付けの人事異動におきまして、職員の異動がございましたので、本日出席しております課長以上の職員について、改めて自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(教育長) はい。お願いします。

《課長以上の職員から挨拶》

(教育長) 職員の皆さん、ありがとうございます。

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和7年4月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、笠井委員にお願いいたします。

(教育長) 本日は、議事に入ります前に、私から教育委員の皆様へ議事の進行につきまして提案がございます。

(教育長) これまでの教育委員会会議におきましては、議事に入ります前に、書記等による議案書の朗読がございました。本日を含め、今後の教育委員会会議におきましては、会議運営の効率化のため、これを省略したいと考えますが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議、質問等なし

(教育長) 御異議等がございませんので、今年度より提案内容のとおり進行させていただくこととします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第2187号「専決(鈴鹿市教育委員会書記の任免)の承認について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2187 号「専決鈴鹿市教育委員会書記の任免の承認」につきまして、説明申し上げます。本議案は、令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い、それまで鈴鹿市教育委員会書記を兼務しておりました教育総務課総務グループの松本春奈副主幹が異動し、新たに教育総務課総務グループに福井智子副主査が着任しましたので、2 人の鈴鹿市教育委員会書記の任免を行うため、「鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定により、松本副主幹の兼務を解く発令を、令和 7 年 3 月 31 日付けで、福井副主査の兼務発令を令和 7 年 4 月 1 日付けで専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。議案書 2 ページを御覧ください。まず、解く発令ですが、「事務職員 松本春奈 鈴鹿市教育委員会書記の兼務を解く 令和 7 年 3 月 31 日鈴鹿市教育委員会」

次に、兼務発令ですが、「事務職員 福井智子 鈴鹿市教育委員会書記に兼ねて任命する。令和 7 年 4 月 1 日鈴鹿市教育委員会」以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2187 号「専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2187 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2188 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは議案第 2188 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書 4 ページを御覧ください。パートタイム会計年度任用職員の報酬額のうち、最低賃金の上昇を踏まえて、「養護及び支援員」の時間給を 1,033 円から 1,080 円に、「幼稚園講師」の時間給を 1,200 円から 1,260 円に変更しようとするものでございます。また、語学指導等を行う外国青年招致事業の参加外国青年の報酬につきましても国の報酬額改定がございましたことから、「ア」～「エ」、「1 年目」から「4 年目以降」につきまして、それぞれお示しのとおり変更しようとするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2188 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2188 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2189 号「専決（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正）の承認について」、議案第 2190 号「専決（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）の承認について」は、こども表記に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、私からは議案第 2189 号「専決（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正）の承認について」及び議案第 2190 号「専決（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書 6 ページ以降を御覧ください。令和 7 年 2 月定例議会におきまして、鈴鹿市こども条例が制定されました。当該条例の令和 7 年 4 月 1 日からの施行に伴い、本市におきましては全庁的に子どもの「子」の漢字表記を、原則として、ひらがなとする取組がなされております。このことから、教育委員会におきましても関係例規における子どもの「子」の漢字表記をひらがなに変更しようとするものでございます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2189 号「専決（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正）の承認について」、議案第 2190 号「専決（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2189 号及び第 2190 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2191 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正）の承認について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、私からは議案第 2191 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。まず、専決理由についてですが、予算が伴う議案であったため、市議会での予算の議決を待って専決処分とさせていただきます。

次に、改正内容について説明申し上げます。本市では、鈴鹿市立中学校における部活動の指導体制の充実を図るために、令和 4 年度から学校教育法施行規則第 78 条の 2 に規定する「部活動指導員」を配置して、特定のスポーツ、文化活動等に専門的な知識、技能を有し、学校教育における部活動に関して十分に理解ある者を任命しているところです。議案を御覧ください。新旧対照表の改正前の欄にありますように、現在の中学校部活動指導員設置要綱第 6 条第 1 項において、部活動指導員の勤務時間を年間 210 時間以内として上限を規定しています。これは、令和 3 年度に三重県教育委員会事務局が「目安」として示された時間数であり、年間限度時間数を明示していない近隣自治体もあることから、当該規定部分を削除するとともに、前後の整文を図るものです。説明は、以上でございます。御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2191 号「専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2191 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2192 号「専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2192 号「専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書の 27 ページを御覧ください。昨年 4 月の教育委員会定例会にて、2 年任期のいじめ問題解決支援委員の任命をいただいたところでございますが、昨年末に森永英子委員から委員辞退の申し出がございました。この件につきまして、森永委員が所属する鈴鹿市保護司会から杉本幸孝保護司の了承が得られましたので、令和 7 年 4 月 1 日に委嘱したところでございます。なお、本年度の委員体制は 28 ページの表のとおりとなっております。説明は以上でございます。よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2192 号「専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2192 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2193 号「専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2193 号「専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書の 29 ページを御覧ください。昨年 4 月の教育委員会定例会にて、いじめ問題対策連絡協議会委員の任命をいただいたところでございますが、本年度各委員それぞれの所属において役職交代があり、委員が交代となりました。交代した委員は 30 ページの表の 4 番、5 番、11 番の委員で、令和 7 年 4 月 1 日に委嘱をさせていただきました。委嘱期間は令和 8 年 3 月 31 日まででございます。説明は以上でございます。よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2193 号「専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2193 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2194 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育指導課長) それでは、議案第 2194 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」につきまして、説明申し上げます。32 ページを御覧ください。本年度も通級による指導を希望する児童生徒が一定数、各校に在籍していることから、県に対して通級指導教室の増設要望を行ったところ、加佐登小学校において発達障害等通級指導教室の 1 教室が新設されることとなりました。それに伴い、発達障害等通級指導教室の設置校に、鈴鹿市立加佐登小学校を追記しました。また本市では、通級による指導を受ける児童生徒の増加に伴い、令和 5 年度から通級指導教室担当者が対象の児童生徒が在籍する学校へ巡回して行う指導を開始し、指導の充実を図っているところです。それに伴い、第 1 号様式において、巡回指導、自校通級においては、保護者による送迎を要しないことから、在籍校以外で通級による指導を受ける場合に、交通安全について、保護者が責任を持って万全を期する旨の記載に変更いたしました。さらに、事務処理の簡略化を図るため、公印を省略いたしました。この改正に伴って様式も所要の改正をしております。今後も、通級による指導を希望する児童生徒や保護者に対して、適切に支援することができるよう努めてまいります。説明は以上でございます。御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) ほかによろしいでしょうか。それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2194 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2194 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に、議案第 2195 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。事務局から説明をお願いいたします。

(教育支援課長) それでは、私からは議案第 2195 号「令和 7 年度学校運営協議会委員の任命」につきまして、説明申し上げます。議案書の 43 ページを御覧ください。各小中学校の委員名簿は 44 ページの表のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2195 号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2195 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) それでは、次に報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 7 年度実行計画について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の 1 番目、「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 7 年度実行計画」につきまして、説明申し上げます。別冊資料の 1 ページを御覧ください。まず初めに、本実行計画の策定の趣旨につきまして、説明いたします。本実行計画は、令和 6 年 3 月教育委員会定例会におきまして、御承認をいただきました「鈴鹿市教育振興基本計画」に基づき策定するものでございまして、施策の基本的方向の基本事業ごとに本市教育委員会が今年度に取り組む活動内容等について、まとめたものでございます。また、本実行計画は、毎年度実施しております、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の対象となるものでございまして、単年度の P D C A サイクル、計画、実行、評価、改善の P「計画」に該当するものとなります。次に、2 ページを御覧ください。「取組内容一覧」でございます。当該一覧におきましては、教育振興基本計画の全 23 の基本事業につきまして事業ごとにその「取組内容」、「指標」、教育振興基本計画の「策定時」における現状値、「昨年度実績値」、「今年度目標値」、そして令和 9 年度の「最終目標値」をお示しし、一覧にしております。なお、黄色・赤色に着色の箇所につきましては、昨年度の実行計画と比較して変更があった箇所でございます。3 ページ以降につきましては、基本事業ごとの詳細を記載した個別のシートでございます。当該シートの中では、指標に対する今年度の目標値、活動計画等、目標値の設定根拠、関連する総合計画 2031 の実行計画を記載しております。報告は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 実行計画4ページの「1－2 教育D Xの推進」について、最終目標の100%に向けて、今年度目標値が52.8%となっておりますが、2ページの表には前年度実行計画における令和7年度の目標値が65.5%となっています。これは、実績値から鑑みて今年度の目標値を見直したということでしょうか。

(教育指導課長) 教育振興基本計画の策定時の現状値が31.0%であったため、設定した目標でしたが、今年度の実績値が目標よりも低かったため、令和9年度に100%という最終目標値に向けて、今年度目標値を再設定させていただきました。

(笠井委員) 現在、全ての授業で毎日I C T機器を活用する教科書となっているのではなく、紙面の教科書も使っているということですね。そうすると、授業の組み方によっては、I C T機器を使わない日も出てくると思うので、最終目標を100%とすること自体に無理があるのではないかという発想の転換もあるのですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

(教育指導課長) 必ず毎回の授業で使用するということではなく、やはり効果的に活用することが重要であり、児童生徒が自分の思いや考えを即時共有するに当たり、I C T機器は効果的であると考えております。全てにI C T機器を使用するということではなく、授業は1日に何時間かありますので、その中で活用していけるような環境を作っていくことを目指しているということで、最終目標値を100%と設定しております。

(笠井委員) 現在、先進国でI C Tを活用することが必ずしも学力向上には繋がらないのではないかというデータも出てきている中で、今後それが世界で広がってきますと、最終目標値を100%ではない形にするという想定が、令和9年度までに起こってくる可能性もあります。もし世界的にこういう認識になってくれば、最終目標の変更や、I C T機器との向き合い方の方向転換する可能性もあり得るのでしょうか。

(教育指導課長) 自ら学ぶ子どもたちの育成に向けて、I C T機器についても、単に使用すれば良いものではないということは、重々承知しております。今後、見極めながら進めていきたいと考えております。

(笠井委員) 先ほどの北欧などで出ているI C T活用と学力のデータ話だけでなく、例えば不登校関係でも、何が何でも学校に行かせるということではなく、これから様々な多様な子どもたちを認めていこうという中で、数年先の目標値、考え方や価値観が変わってくる

可能性もあると思います。そのため、長期目標を固定するというのが果たしてその意味があるのかどうか、これだけ変化の激しい時代ですので、目標設定してしまったからそこに合わせて考え、進めていくのではなく、見直すことも考えていく必要があると思います。最終目標値を検討し、見直す可能性があるのかどうかについて教えてください。

(教育指導課長) 目標値自体の設定を変えることだけではなく、指標自体を見直していくということも必要かと思いますので、そのあたりも見極めながら検討していきたいと思います。

(教育支援課長) 不登校対策の場合は、全国の長期欠席人数の割合を 100 として、本市がそれを下回ることを目指していく指標となっています。この長期欠席の人数は、今後、フリースクールに行く場合も出席としてカウントされますので、多様な学びがあった上での 100 を目指していきます。逆に言うと、どこにも行っていない児童生徒を減らしていくという形へと変化してきております。

(教育長) 行政計画においては、指標と目標値の設定については、基本的には 4 年間は変更しないという形を取っております。現在のように変化が激しい時代においては、そのレベルに依拠してではありますが、変えざるを得ないような状況も生まれてくるということもありますので、そのあたりは臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

(松寫委員) 基本的には 4 年間は変更しないということですが、例えば 16 ページの道徳教育のところでは、最終目標値 87% を現状で超えてしまっていますので、最終目標値が今より落ちるということになってしまいます。こういった項目については、現状維持もしくは、最終目標値を修正した方が良くように思いますが、いかがお考えでしょうか。

(教育指導課長) 委員のおっしゃるとおり、最終目標値を現状で超えております。ただし、現状を維持し、積み上げていくことを目標とする方向で今年度は進めてまいりたいと思っております。

(松寫委員) せっかく良い状態のものでありますので、例えば次回以降は括弧書きで、(当初目標値) 87% というような表記にして、最終目標値は 89.6% の現状維持もしくは 90% とする上方修正をしたほうが良くように思います。

もう一点ですが、3 ページ以降の各基本事業の「2 今年度の活動計画等」において、年間の活動計画が記載されていますが、各項目として、昨年度以前から継続して行っている項目や、新たに加えた項目があると思いますが、それがこの表の中で見てとれる表記としていただけると、新たに今年度取り組んだ項目があるから、今年度目標値が 2% 上がる

というような、設定根拠のところと絡めた連動性が見てとれると思います。設定根拠のところを見ていると、施策上のところが影響して、段階的に上げていくと読み取れる事業もあれば、単に令和9年度の最終目標値から差がこれだけあるので、均等に3年かけて上げていくという事業もあります。やはり施策や取組を基にこれだけ成果を上げるといったところが見えるような形になると、もっと分かりやすい表になると思いますので、御検討頂ければと思います。

(参事兼教育総務課長) 目標値の設定根拠や活動目標の記載等について、御意見やアドバイス頂きました内容を反映させていただけるように、検討してまいります。

(教育長) 例えば、14ページの特別支援教育のところで、既に本市は特別支援学校の児童生徒に対する個別の指導計画を100%作成しており、普通学級の児童生徒も含めた個別の指導計画を作成するということは、大変すばらしいことであります。実績値が15.3%であったということですので、先ほど言われたように最終目標値を括弧書き等で上方修正することで、更なるモチベーションの向上にも繋がりますので、今後の検討をお願いします。

(教育指導課長) 本市については、特別支援学級に在籍している児童生徒については、個別の指導計画を作成しておりますが、通常学級に在籍している支援が必要な児童生徒についても指導計画を作成することが定着をしてくれていることから、このような数値となっております。ただし、国の目標が12%となっておりますので、本市の場合には支援を必要としている児童生徒が多いという実態があることもここから見て取れます。今後も個別での支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について」をお願いいたします。

(参事兼教育政策課長) それでは、私からは、「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画」につきまして、説明申し上げます。児童生徒用端末の更新に当たり、公立学校情報機器整備事業費補助金の補助要件に該当する4つの計画を公表いたしました。これらの計画は文部科学省の提示したひな型に則り作成しており、他自治体も同様の計画を公表しているところでございます。報告事項の1ページを御覧ください。端末整備・更新計画でございますが、端末の整備予定と現在使用中の端末のリユース・リサイクルの方策等を記載しております。計画では、令和7年度に児童生徒数分として14,088台、予備機として2,095台の合計16,183台を三重県の共同調達で購入いたします。また、現在使用中の児童生徒端末については、当面の間は、予備機として可能な限り活用した後、順次処分をしていく予定としております。

次に、2ページを御覧ください。ネットワーク整備計画でございますが、端末を日常的に利活用することが可能な通信帯域の確保に向けた計画を記載しております。「1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合」や「2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール」が記載すべき項目となっておりますが、本市は、既に国が示す必要な通信帯域を確保済みであるため、その旨を記載しております。

次に、3ページを御覧ください。校務D X計画でございますが、文部科学省が発出した「G I G Aスクール構想の下での校務D X化チェックリスト」に基づく、自己点検結果の報告等を踏まえた校務D Xに関する計画を記載しております。「2. 本市の課題」として、クラウドツールの活用が不十分であること、F A Xや押印による書類のやり取りが残っているなどの課題があります。改善に向けた推進策としては、「4. 1クラウドツールの導入・活用促進」として、既存のクラウドツールの活用をさらに進めること、クラウド型校務支援システムの導入や、クラウド型採点システムの導入を推進します。

次に、4ページを御覧ください。「4. 2 F A Xでのやり取り、押印の見直し・ペーパーレス化」として、F A Xでのやりとりの原則廃止、保護者との連絡手段のデジタル化、提出書類等の押印の見直しとデジタル化を推進します。

次に、5ページを御覧ください。1人1台端末の利活用に係る計画でございますが、I C T環境によって実現を目指す学びの姿や、これまでの取組、今後の利活用方策等について、記載しております。「2. G I G A第1期の総括」として、端末を授業改善のツールとして活用する学校が増加した一方、教員のI C T活用指導力に差が見られるなどの課題があります。「3. 1人1台端末の利活用方策」として、授業改善を推進するために、授業における端末活用の事例について、特設サイトへの掲載や、公開授業及び担当者会などの機会を通して情報発信を行うとともに、学校の実態に応じた指導・助言や研修を実施します。また、不登校児童生徒への遠隔による授業参加や外国籍児童生徒等への翻訳ツールの活用など、学びを保障するための取組を行ってまいります。これらの4つの計画は、鈴鹿市公式W e bサイト内に掲載する形で公表をしております。報告は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 不登校対策の指標のところで、フリースクールなどのコミュニティに参加することができれば、出席としてカウントするという話題に関連するのですが、6ページに記載されているように、不登校児童生徒については「G o o g l e M e e t」などを活用し、遠隔での授業参観等を可能とするためにI C Tを活用するという流れになってくると、それは、不登校児童生徒としてカウントをされない状況になるのか、それとも、まだそこまで話が進んでいない状況なのでしょうか。

(教育支援課長) オンラインの授業参加については、時間数が限られていることやその幅が

広いこともあり、現時点ではまだそこまで整理されていない状況です。できるだけ多様な学びを保障していくこととして、文部科学省でも今後協議が必要ということにはなっておりますが、現時点においてはオンラインを全て一律で認めるというのは難しい現状がございます。

(教育長) 文部科学省の規定の中には、対面であることや様々な授業を受けているなどの要件がありますので、それに当てはまっていないと出席が認められない状況です。

(服部委員) 4ページに記載のあるように、クラウド型システムを導入することで、先生方の校務を減らし、その分、子どもたちと向き合う時間が増えることが、非常に大切であると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。「(3) クラウド採点型システムの導入」について、中間テストや期末テストなどの採点が簡略化され、一括してデータで出てくるイメージをしているのですが、私が以前勤めていた学校では、既にそれに近いことを実践されていた先生方がおられました。「クラウド採点型システム」について詳細を教えてください。

(参事兼教育政策課長) 全ての教員に使っていただけるクラウド型として、主に中学校で使用していただく想定をしております。小学校では、テスト形式が様々ですので、自動で採点するというのは難しい状況であると考えております。

データを取り込んだ後の分析については、方向性も含めた検討を予定しておりますので、その意味で、クラウド採点型システムの導入を推進していくと説明させていただきました。

(教育長) 過去には、マークシート形式がありましたが、最近は、記述式を採点する採点型ツールも出てきておりますので、今後、導入を検討してまいりたいと考えております。

(服部委員) 採点を、「○」、「△」、「×」でパソコンへ入力していけば、集計されるというイメージでよろしかったでしょうか。

(参事兼教育政策課長) 導入するツールによって、若干の違いはあると思うのですが、教員の方に、最も負担がかからないように使っていただけるようなツールを導入していきたいと考えております。

(服部委員) 先生方の負担が減ることが大切だと思いますので、よろしくお願いします。

(松嶋委員) 少し本題からずれるのですが、3ページの校務DX計画のところで、ペーパーレスという言葉がたくさん出てきますが、例えば、この会議自体はペーパー使用が続いて

います。また、学校関係の校長会会議やその他の様々な研修があると思いますが、現状ではペーパーを使用している状況が多いようにお見受けするのですが、そういったところはいかがでしょうか。

(参事兼学校教育課長) 校長会、教頭会については、全てペーパーレスで実施しております。

(書記(木葉)) 現在、電子化を前提として、委員への資料の配付、当日の会議運営を進めていこうと検討している最中でございます。今後、御協力をいただくところもあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(松島委員) 教育委員会定例会を学校開催する際にもペーパーを使用しておりますので、校務D Xを進めている中で、教育委員会の会議は依然として、ペーパーで開催している状況はあまりよくないように思いますので、検討いただければありがたいです。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「令和6年度鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」をお願いいたします。

(参事兼学校教育課長) それでは、私からは報告事項「令和6年度学校における働き方改革の推進状況について」説明申し上げます。資料8ページを御覧ください。「1 令和6年度鈴鹿市内小中学校の目標」にありますように、目標値を設定し取組を進めました。「2 令和6年度鈴鹿市内小中学校の結果」を御覧ください。「(1) 時間外職員」につきましては、令和7年2月時点ですが、全ての項目で令和5年度を下回る結果となりました。特に、月80時間超の延べ人数は、大幅に減少しました。

また、「(2) 時間外労働時間」においても、小中学校ともに、月平均時間が減少しました。改善の主な要因といたしましては、意識改革、会議や研修時間の工夫、学習教材のデジタル化、部活動指導の見直しなどがさらに進んだものと考えています。「(3) 休暇取得」につきましては、令和5年度と比べますと、小中学校ともに目標値23日を下回っておりますが、例年、学年末休業日を含む3月に、年休取得日数が微増することから、概ね昨年度と同様が見込まれると考えております。

資料9ページを御覧ください。(4)は、県、市、学校による、「統一した3項目の取組状況」の結果となります。上段の定時退校日の設定につきましては、「定時に退校できた職員の割合」は、小中学校ともに、目標の90パーセントに近い値となりました。しかしながら、令和5年度と比較しますと、定時退校日の設定日数が減少しましたので、年間を通した計画的設定を促していきたいと考えています。中段の部活動休養日の設定については、昨年度をやや下回ったものの、概ね計画どおりに実施できております。

最後に、会議時間の短縮については、取組の対象とした会議数や、60 分以内に終了した会議の割合が、令和 5 年度を下回っており、先程説明いたしました時間外労働時間の改善につながっております。令和 6 年度は、改善が着実に進む結果となりましたが、時間外労働の上限時間月 45 時間を超える教職員は、小中学校合わせて、延べ 1,000 人以上いる状況です。令和 7 年度は、学校での取組が継続するよう、個別の指導・支援を徹底するとともに、時間外労働月 80 時間超の教職員への産業医面談の義務化や、教職員の業務の見直しについて、保護者や市民の理解が進むよう、発信を強化してまいります。さらに、必要な人材を確保し、学校へ遅延なく配置できるよう、人材確保に向けて、関係機関との連携や、県教委と協議を進めてまいります。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員) 時間外労働が月 80 時間を超える方には、雇用側の義務として面談を受けていただくようにすることは、以前から教職員だけではなく、どの企業でもそうでありました。今後は、今よりも産業医面談へ繋げていくような流れになると思いますが、80 時間超えの 127 名の先生方の中で、産業医面談を受けている方の割合などが分かれば教えていただければと思います。

(参事兼学校教育課長) 現在は、希望制で進めておりまして、希望者がほとんどいない状況でございます。

(笠井委員) 医療界にも働き方改革の波は来ておりまして、制度的には面談が希望制であってもいいのかもしれませんが、任意としてしまいますとそのままメンタル不調になってしまう可能性もありますので、ある程度の強制力を持って関わっていく方が良いと思います。

2 点目の質問ですが、月 80 時間超の方が 214 名から 127 名に減少したということですが、メンタル不調でお休みされる方や体調不良の先生方が快適に仕事を続けていく流れができていることが理想であると思います。休職や体調不良になられる先生の人数や傾向などがあれば、教えていただけましたらと思います。

(参事兼学校教育課長) 時間外労働と休職者の整合を付けているものではありませんが、休職者が長時間労働であるという関連は低い状況でございます。お休みをされる方の理由といたしましては、仕事のこともあります。御家庭のことやそのバランスがうまく取れていなかったというところがございます。そのため、必ずしも時間外労働と合致しているところまでは掴んでおりません。

(笠井委員) 時間外月 80 時間超えの先生を減らすためには、何をもって時間外労働であるのか、自己研鑽であるのかという線引きが必要になってくると思います。医師の世界ですと、例えば、学会で発表するのに自らその準備することは、これは時間外労働に全くカウントされません。自己研鑽は時間外労働ではないという流れのもと、医療界は進んできております。明確に上司から指示されて学会発表の準備をすることは、時間外労働にカウントされますが、自ら意欲を持って学ぼうとする時間は、時間外労働ではないという矛盾が生じますが、かなり細かい指標が整理されております。教員の先生方に対する、こういった線引きといいますか、指標みたいなものはあるのでしょうか。

(参事兼学校教育課長) 委員のお話を聞かせていただきながら、教員と医師で似ている部分があると思いました。あくまで指示があって、業務をしていくというところは変わりありませんので、自己研鑽については基本的には時間外労働に含めないということになります。ただし、それが本当に子どもたちの学びに関わらないかという点、そうでないところもございいます。今後、教育分野以外の情報も参考としながら、しっかりと整理してまいりたいと考えております。

(笠井委員) 時間外労働を減らすために、自己研鑽として積極的に生徒に寄り添うことや、授業の活用に熱心な先生には、例えば、別にインセンティブを設けるなどの法整備がされていくと、良い教育の流れができるのではないかと考えております。

(松島委員) 今のお話を聞かせていただいている、企業側からすると自己研鑽という位置付けであっても、職場に残ってするということは、会社が拘束していると同じと見なされて、労働時間としてカウントしなければいけないという見方になります。そのため、教育現場で自己研鑽をするということが、果たして認められるかどうかというのは、非常に難しい問題であると感じた次第です。

(教育長) 学校部活動についても、同じように難しいところがございます。

(加藤委員) 働き方改革に関する目標として、会議を短縮するなどされていると思いますが、実際には、新たに増えている業務や対応もたくさんあると思います。単に、減らしている方にのみ目を向けるのではなく、先ほど適切に支援を入れていくという話もありましたが、増えていることに対しては、そういったことも記載していく必要があると思います。多様な問題に対応し、仕事が増えている中で減らすということ自体が、「もっとゆっくりと取り組みたいのに、できない。」など、かなり精神的に大変な部分もあると思います。単に何もかも減らし、短縮していくのではなく、これまでになかったことで、どんなことが増えていることを整理した上で検討していく必要があると思います。

(参事兼学校教育課長) 一般的によく言われる、「必ず教員がしなくてはならないこと。」「必ずしもそうではないこと。」「学校以外が担うべきこと。」などのように、国の方は3つの分類で整理されております。現在の学校現場では、なかなかその整理がつかない状況があります。そこには、やはり地域や保護者と関連する様々な要因がありますので、市教委の役割として、教員が教員の仕事に専念できるような発信を今年度も積極的にしていきたいと考えております。

(教育長) 3つの分類を現場の教員から地域や保護者に伝えるのは、やはり困難であると思いますので、教育委員会の方から積極的に発信していくようにお願いします。

(松嶋委員) 先ほどの加藤委員のお話に非常に共感し、それに関連することなのですが、例えば、8ページの「(1) 時間外職員の年間延べ人数」が大幅に改善をされていることは素晴らしいことですが、改善されたことに伴う課題がないかという目線を持っていないと、何かの犠牲の上で改善がなされているのであれば、対策がまさしく急務になってくるという裏側がある場合もあります。企業側でも、残業時間を減らしたということに対して、「よくやった。素晴らしい。」という賞賛が出るのですが、逆にその賞賛があると、無理をしていることを表に出しにくい状況となります。そのため、改善はできたけれども、その裏返しで無理に時間を減らしているだけで、業務が蓄積していたり、それが後々になってパンクしてしまうことが発生しかねないので、大きく改善された時には、その裏側で、逆に何か課題になっているのではないかという目線を向けられると良いと思いますので、意見として参考としていただければと思います。

(服部委員) 本当に先生の仕事というのは、自宅へ持ち帰って仕事をしたりすることなども含め、自己研鑽の区別や線引きが非常に難しい。その中で、校長、教頭、現場の先生方が考え抜いて、工夫を重ねて働いていただいていることと思います。加藤委員と松嶋委員から課題ということを書いていただきましたけど、学校教育課で把握している、減らしたことによる課題の面があれば教えていただきたい。

(参事兼学校教育課長) 松嶋委員から言われたところは、私も非常に気になっているところでもあります。やはり、数を減らすことが目的にならないように、減らしたことで本来教員がやりたい、やるべき仕事に注力し、やりがいを高めていただくために、学校教育課の発信の仕方をしっかりと検討していかななくてはならないと思っております。学校長とのやり取りの中で、その目的が正確に伝わっていないと感じるところがございますので、目的がずれることがないように発信をしていきたいと思っております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「社会教育基本計画2031について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の4番目「社会教育基本計画2031」及び「令和7年度実行計画」につきまして、説明申し上げます。10ページを御覧ください。A3のカラー印刷のものでございます。「社会教育基本計画2031」は、「鈴鹿市総合計画2031」の前期基本計画との整合を図り、今後の社会教育行政の計画的な振興に向け、基本的な方向性や、その実現のための具体的な施策を体系的に示したものでございます。「鈴鹿市総合計画2031」の前期基本計画と連動していることから、令和9年度まで変更はございませんが、それに基づく実行計画の内容につきましては、年度ごとに定めております。また、令和7年3月12日に開催しました社会教育委員の会にて、内容を審議していただき、承認されているものでございます。令和7年度実行計画は、5つの社会教育の基本施策ごとに四角く囲って記載しております。なお、令和6年度の実績値につきましては、現在集計中のものもありますので、実績が出ましたら記載させていただく予定でございます。以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(松嶋委員) 左上の「市民のニーズにあわせた生涯学習の推進」④番のところで、「放課後子ども教室」の表記となっておりますけれども、その理由について教えてください。

(文化振興課長) 「こども」表記はひらがな表記で統一されているのですが、こちらにつきましては、補助金の事業名称が国の方も「子ども」の表記が使用されておりますことから、今年度につきましては継続して、「子ども」表記を使用させていただいております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。「令和7年5月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

(参事兼教育総務課長) 令和7年5月教育委員会定例会でございますが、令和7年5月27日(火)午後2時から教育委員会室において、開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、令和7年5月教育委員会定例会を令和7年5月27日

(火) 午後 2 時から教育委員会室において、開催することにいたします。

4 月教育委員会定例会終了 午後 3 時 10 分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 笠井 智佳